

一般社団法人日本マンション学会 旅費に関する規則（案）

（当初制定：2010年4月17日 JICL 規則第7号）

（総則）

第1条 一般社団法人日本マンション学会（以下「本会」という。）の役職員等が理事会への出席等本会の用務のため旅行をする場合の手続き及び旅費の支給については、特に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

2 本会の会員以外の者に対し、本会が旅行を依頼する場合の取扱いはこの規則を準用する。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 役員 理事、監事及び委員をいう。

二 職員 本会の会務を行うために本会が雇用する職員又は本会の会務を受託した者（当該受託した者が法人である場合は、当該法人が雇用する職員で本会の会務に従事する者）をいう。

三 会員 本会の会員のうち前二項に該当しない者をいう。

四 出張 役員及び職員並びに会員（以下「旅行者」という。）が会務のため一時その居住地を離れて旅行することをいう。

（旅行命令）

第3条 旅行命令者は、会長とする。

2 旅行命令は、原則として別に定める旅行命令簿により行う。本部が主催する理事会、各種委員会等の会議に出席するための旅行については、招集権者の招集通知をもって旅行命令簿とみなす。

3 旅行中に旅行命令による旅行計画を変更する場合は、すみやかに旅行命令者の承認を受けなければならない。

（復命）

第4条 旅行者は、当該旅行終了後すみやかに旅行命令者に対して別に定める復命書に必要事項を記入して提出しなければならない。

2 本部が主催する会議に出席するために旅行を行う場合は、会議の議事録等に氏名を記述することにより復命書の提出を省略することができる。

（旅費の種類）

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行者の居住地から目的地までの最も経済的、かつ、合理的で一般的な経路により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により順路によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び順

路によって計算する。

2 前項の場合において、居住地から目的地まで片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合の計算の起点は次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------------|----------------------|
| 一 | 新幹線を利用する場合 | 居住地並びに目的地の最寄りの新幹線の駅 |
| 二 | 在来線のみを利用する場合 | 居住地並びに目的地の最寄りの拠点となる駅 |
| 二 | 船を利用する場合 | 居住地並びに目的地の最寄りの港 |
| 三 | 飛行機を利用する場合 | 居住地並びに目的地の最寄りの空港 |
| 四 | 高速バスを利用する場合 | 居住地並びに目的地の最寄りの停留所 |

(旅費の概算払)

第 7 条 旅費は、原則として清算払いとする。

(鉄道賃)

第 8 条 鉄道賃の額は、旅客運賃（以下「運賃」という。）及び急行料金等とする。

- 2 運賃は、片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合に実費を支給する。
- 3 急行料金等を徴収する路線を利用する場合で、片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合は、当該急行料金等を支給することができる。

(船賃)

第 9 条 船賃の額は、運賃及び特別船室料金又は急行料金とする。

- 2 運賃は、片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合に実費を支給する。
- 3 特別船室料金又は急行料金を徴する船舶を運行する航路を旅行する場合で、片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合は、運賃のほか特別船室料金又は急行料金を支給することができる。

(航空賃)

第 10 条 航空賃は、空路の安定性、用務の内容、時期、旅行期間及び旅行の前後の旅行者の業務の状況を勘案して経路及び方法を定め、実費を支給する。

(車賃)

第 11 条 高速バス等を利用する場合の車賃の額は、運賃とする。

- 2 運賃は、片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合に実費を支給する。
- 3 急行料金等を徴収する路線を利用する場合で、片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合は、当該急行料金等を支給することができる。

(宿泊料)

第 12 条 宿泊料は、旅行中の泊数に応じ、1 泊につき 7, 000 円を支給することができる。

(回数乗車切符等による支給)

第 13 条 旅行者の人数又は回数等により、通常の運賃よりも低廉となる乗車券等が利用できる場合は、第 9 条から第 12 条の規定にかかわらず旅費の支給に代えて回数乗車券等を交付することができる。

2. 旅行業者が提供するパック旅行等のチケットが利用できる場合で、当該パック旅行代金が通常の経路を旅行する旅費を下回る場合は、第9条から第13条の定めにかかわらず、原則として当該パック旅行代金を支給することとする。

(適用除外)

第14条 総会並びに当該総会に付随して開催される理事会及び各種委員会等への出席のための旅費については、原則としてこの規則による旅費は支給しない。

(依頼出張に関する準用)

第15条 本会の役員及び職員並びに会員以外の者について、本会の用務のために会長から出張の依頼を受けた場合の旅費の支給についてはこの規程を準用する。

(外国旅行)

第16条 外国旅行の旅費の支給については、その都度会長が定める。

(定めのない事項の運用)

第17条 この規則に定めのない事項並びに施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

本規則は、2010年4月17日から施行する。